京都市社会福祉審議会

平成23年度第1回 福祉施策のあり方検討専門分科会事務局への質問事項

- 1 市営保育所における障害児保育、療育保育児の認定は誰が何処でどのよう にされているのか。
- 2 虐待児を受け入れる場合,事実上の職員加配,あるいはそれに相当するような優遇策があると聞いているが,認定基準も含めてどのような形でされているか。
- 3 公立保育園(市営保育所)関係の保育予算は一般財源化されていることで どのような影響があるのか。具体的に。
- 4 特に市の継足額が事実上それにより増やさなければならないと思うが、具体的にどうなのか。
- 5 平成17年7月京都市の財政健全化プランが作成され、「民間活力の導入」、「公立施設の民営化」の方針が出されて以降、民営化された具体的事例はあるのか。新設の福祉施設も含めて。
- 6 市営保育所の第三者評価はどのような形で行われているのか。誰が行っているのか(市営保育所の保育の質を担保する方法としてどのような手段があるか。)。
- 7 最近,児童館などの新設については指定管理者制度が活用されているが, その実績がどのように評価されているか。

京都市社会福祉審議会福祉施策のあり方検討専門分科会委員 奥山 茂彦